

こども政策の推進に係る作業部会（第1回）

議 事 次 第

日時：令和3年7月7日(水) 9:25～9:45

場所：官邸2階小ホール

1. 開会
2. こども政策の現状
3. 意見交換
4. 閉会

【経済財政運営と改革の基本方針2021 抜粋】（2021年6月18日閣議決定）**4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現**

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率 1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。

その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

(略)

(2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。

(略)

内閣府説明資料

令和3年7月7日



内閣府

子ども・子育て本部関係

子ども・子育て本部を中心とした体制について (※平成27年度～)

内閣府子ども・子育て本部

内閣府特命担当大臣
【必置、子ども・子育て本部長】

【主な業務】

- 子ども・子育て支援のための基本的な政策・少子化の進展への対処に係る
企画立案・総合調整
- 少子化に対処するための施策の大綱の作成及び推進
 - ・地域少子化対策重点推進交付金 等
- 子ども・子育て支援法に基づく事務
 - ・子ども・子育て支援給付(認定こども園、保育所、幼稚園への共通の施設型給付、
地域型保育給付、施設等利用給付、児童手当)
 - ・地域子ども・子育て支援事業に係る交付金
 - ・企業主導型保育事業
 - ・幼稚園・保育所等における事故対策(事故情報の集約・ガイドラインの策定等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管)
 - ・認定こども園制度に係る一元的窓口
 - ・幼保連携型認定こども園への指導・監督 等

総合調整

総合調整

児童福祉法体系との連携

学校教育法体系との連携

厚生労働省

【主な業務】

- 児童福祉法に基づく事務
 - ・保育所、地域型保育、地域子ども・子育て支援事業
に係る基準、指導監督
 - ・保育士に関する事項 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

文部科学省

【主な業務】

- 学校教育法及び私立学校振興助成法に基づく事務
 - ・幼稚園に係る基準、指導監督
 - ・幼稚園教諭に関する事項
 - ・私学助成に係る事務(新制度に移行しない私立
幼稚園に対する補助 等) 等
- 認定こども園法に基づく事務(共管) 等

＜少子化対策の推進＞

推進の枠組み

少子化社会対策基本法(平成15年(議員立法))

少子化社会対策会議(基本法第18条)

会長: 内閣総理大臣

委員: 官房長官、財務、総務、法務、外務、文科、厚労、
農水、経産、国交、環境、防衛、復興の各大臣、
国家公安委員長、内閣府特命担当大臣

- ・少子化社会対策大綱の案を作成
- ・講ずる施策についての調整、審議、推進

少子化社会対策大綱

(2020年5月29日閣議決定)

- 少子化社会対策基本法に基づく総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針
- 2004年、2010年、2015年に続く第4次の大綱

内閣府の役割

＜少子化社会対策の総合的かつ計画的な推進＞

- 少子化社会対策大綱の推進、推進状況の把握及び見直し、少子化社会対策白書の作成

＜地域少子化対策重点推進交付金＞

- 地方自治体が行う少子化対策を支援するため、地域少子化対策重点推進交付金を効果的に執行

＜少子化社会対策に関する調査研究、連携推進、理解促進等＞

- 少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基礎的な調査研究、普及啓発活動

当面の主な課題

＜少子化対策の総合的かつ計画的な推進＞

- 2020年に策定した新たな少子化社会対策大綱に基づく取組の推進
- 少子化対策についての国際事例の収集及び政策協議等の促進

＜地域少子化対策重点推進交付金＞

- 地域少子化対策重点推進交付金(令和2年度補正予算:11.8億円、令和3年度当初予算:8.2億円)の効果的な執行

＜少子化社会対策に関する調査研究、連携推進、理解促進等＞

- 家族の日・家族の週間(全国大会・家族や地域の大切さに関する作品表彰)
- その他、子育てにやさしい社会的機運の醸成に向けた国民運動の推進

少子化社会対策大綱のポイント

- ◆ 新たな「少子化社会対策大綱」を、令和2年5月29日に閣議決定。
- ◆ 基本的な目標として「希望出生率1.8」の実現を掲げ、目標実現のための具体的な道筋を示す狙い。

背景

- 2019年の出生数は86万5,239人と過去最少（「86万ショック」）
- 少子化の進行は、人口の減少と高齢化を通じて社会経済に多大な影響を及ぼす、国民共通の困難
- 少子化の背景にある、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路の打破に強力に取り組む必要

主な施策

- 「希望出生率1.8」の実現に向けて、ライフステージに応じた総合的な少子化対策を大胆に進める

【結婚しない理由】 男女とも「適当な相手にめぐり合わない」が最多	【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから (74.0%) 高齢で生むのはいやだから (39.0%)	【夫の休日の家事・育児時間別にみた第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし：10.0% 6時間以上：87.1%	【理想の子供数を持たない理由(理想3人)】 子育てや教育にお金がわかりすぎるから (69.8%)
-------------------------------------	--	--	---

結婚支援

地方公共団体が
行う総合的な結
婚支援の一層の
取組を支援

結婚に伴う新生
活のスタート
アップに係る経
済的負担を軽減

妊娠・出産への支援

＜不妊治療＞
不妊治療の費用助成を行
うとともに、適応症と効
果が明らかな治療には広
く医療保険の適用を検討
し、支援を拡充

＜切れ目のない支援＞
産後ケア事業の充実等

仕事と子育ての両立

＜男性の家事・育児参画促進＞
男性の育休取得30%目標に
向けた総合的な取組の推進

＜育児休業給付＞
上記取組の推進状況を踏まえ、
中長期的な観点から、その充
実を含め、効果的な制度の在
り方を総合的に検討

＜待機児童解消＞
保育の受け皿確保

地域・社会による 子育て支援

保護者の就業の有無等にか
かわらず多様なニーズに応
じて、全ての子育て家庭が、
それぞれが必要とする支援
にアクセスでき、安全かつ
安心して子供を育てられる
環境を整備

経済的支援

＜児童手当＞
財源確保の具体的な方策と併せ
て、子供の数や所得水準に応じ
た効果的な給付の在り方を検討

＜高等教育の修学支援＞
多子世帯に更に配慮した制度の
充実を検討

＜幼児教育・保育の無償化＞
2019年10月からの無償化を着実
に実施

- 更に強力に少子化対策を押し進めるために必要な安定財源の確保について、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進める

新型コロナウイルス

- 新型コロナウイルスの流行は、安心して子供を生み育てられる環境整備の重要性を改めて浮き彫りにした
- 非常時の対応にも留意しながら、事態の収束後に見込まれる社会経済や国民生活の変容も見通しつつ、総合的な少子化対策を進める

子ども・子育て支援新制度の概要

市町村主体

国主体

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所・小規模保育等に係る共通の財政支援

施設型給付費

認定こども園 0～5歳

幼保連携型

※ 幼保連携型については、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを与える等、制度改善を実施

幼稚園型

保育所型

地方裁量型

幼稚園
3～5歳

保育所
0～5歳

※ 私立保育所については、児童福祉法第24条により市町村が保育の実施義務を担うことに基づく措置として、委託費を支弁

地域型保育給付費

小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付

新制度の対象とならない幼稚園、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援

施設等利用費

新制度の対象とならない幼稚園

特別支援学校

預かり保育事業

認可外保育施設等

- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業
- ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

※認定こども園（国立・公立大学法人立）も対象

地域子ども・子育て支援事業

地域の実情に応じた子育て支援

- ①利用者支援事業
- ②延長保育事業
- ③実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ④多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- ⑤放課後児童健全育成事業
- ⑥子育て短期支援事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧・養育支援訪問事業
・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- ⑨地域子育て支援拠点事業
- ⑩一時預かり事業
- ⑪病児保育事業
- ⑫子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑬妊婦健診

仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立支援

・企業主導型保育事業
⇒ 事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援（整備費、運営費の助成）

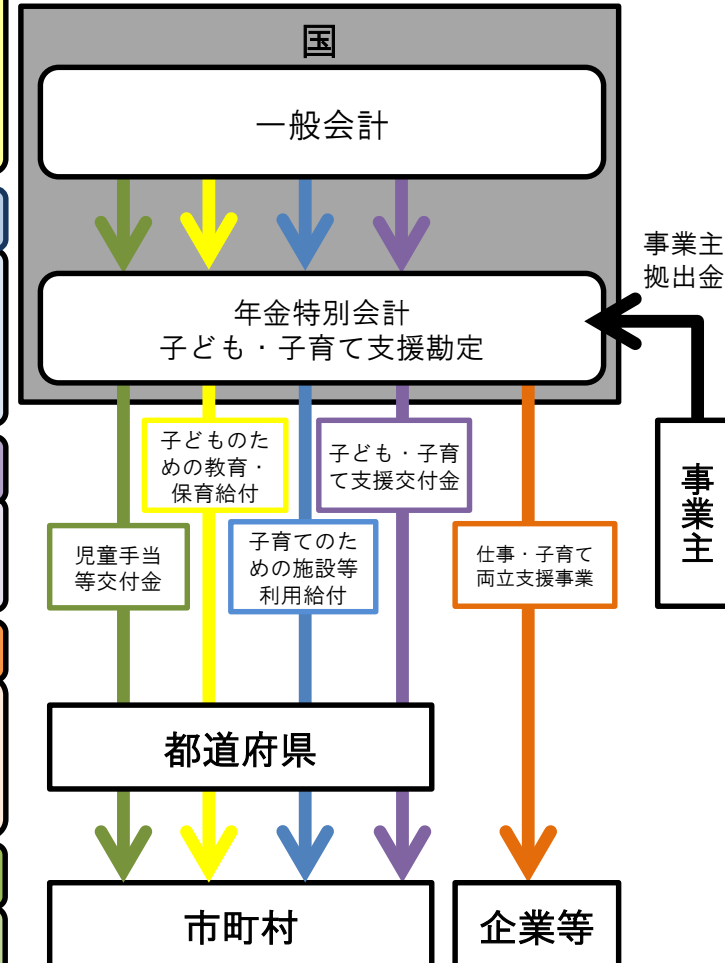
・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
⇒ 繁忙期の残業や夜勤等の多様な働き方をしている労働者が、低廉な価格でベビーシッター派遣サービスを利用できるような支援

子ども・子育て支援新制度の給付・事業の全体像

令和3年度予算額 3兆2,052億円（3兆1,918億円） ※予算額のうち事業主拠出金7,040億円

子ども・子育て支援新制度において、市町村の「児童手当」、「子どものための教育・保育給付」、「子育てのための施設等利用給付」、「地域子ども・子育て支援事業」等の実施に要する費用に対して、国・都道府県・企業等が支援を行う。

＜国から市町村への資金交付のイメージ＞



子どものための教育・保育給付等 1兆4,001億円（1兆3,448億円）

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが認定こども園、幼稚園、保育所等において特定教育・保育などを受けた場合の給付等 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4等】

- ・施設型給付費・・・幼稚園、保育所、認定こども園
※公立幼稚園・保育所は市町村10/10
- ・地域型保育給付費・・・家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

子育てのための施設等利用給付 1,298億円（1,296億円）

支給認定を受けた小学校就学前の子どもが幼稚園（未移行）、特別支援学校、預かり保育、認可外保育施設等において特定教育・保育等を受けた場合の利用料の給付 【国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4】

- ・施設等利用費・・・認定こども園、幼稚園、特別支援学校、認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

地域子ども・子育て支援事業 1,864億円（1,639億円）

「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業 【国：1/3、都道府県：1/3、市町村：1/3等】

仕事・子育て両立支援事業 1,939億円（2,273億円）

- ・企業主導型保育事業 【国10/10】
・休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用などの柔軟で多様な保育の提供を可能とした企業主導型保育事業を実施する施設の設置・運営を支援
- ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業 【国10/10】
等

児童手当等交付金 1兆2,949億円（1兆3,262億円）

児童手当法等に基づく児童手当、特例給付の給付 【国：2/3、都道府県：1/6、市町村：1/6等】

政策統括官（政策調整担当）関係

政策統括官（政策調整担当）の主な業務

施策分野（※根拠法）	大綱等	関係会議・審議会等（※） <small>（※）内閣府設置法に規定</small>	主な懇談会等	白書等
青少年育成支援 ※子ども・若者育成支援推進法 （H21.7公布、H22.4施行）	子供・若者育成支援推進大綱 （R3.4 子ども・若者育成支援推進本部決定）	子ども・若者育成支援推進本部（法定） ・本部長：総理 ・副本部長：官房長官、青少年育成担当 ・本部員：国家公安委員長、総務、法務、文科、厚労、経産+他の全閣僚	子供・若者育成支援推進のための有識者会議 （H31.4 子ども・若者育成支援推進本部長決定） ・構成員：有識者	法定 （常会中 閣議決定・国会提出）
青少年環境整備 ※青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（★）（H20.6公布、H21.4施行、H29.6.23 改正法公布、H30.2.1施行）	青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次） （R3.6 子ども・若者育成支援推進本部決定）	（同上）	青少年インターネット環境の整備等に関する検討会 （H20.9 内閣府特命担当大臣決定） ・構成員：有識者、課長クラス（ワザナバー）	
青年国際交流 （世界青年の船、東南アジア青年の船、国際社会青年育成 等）				
子供の貧困対策 ※子どもの貧困対策の推進に関する法律（★） （H25.6.26公布、H26.1.17施行、R1.6.19改正法公布、R1.9.7施行）	子供の貧困対策に関する大綱 （R1.11 閣議決定）	子どもの貧困対策会議（法定） ・会長：総理 ・構成員：官房長官、子どもの貧困対策担当、文科、厚労	子供の貧困対策に関する有識者会議 （H27.8 子どもの貧困対策会議会長決定） ・構成員：有識者 子供の未来応援基金事業審査委員会 （H28.5 政策統括官（共生社会政策担当）決定） ・構成員：有識者	法定 （年1回 状況を公表）
高齢社会対策 ※高齢社会対策基本法（★） （H7.11公布、H7.12施行）	高齢社会対策大綱 （H30.2 閣議決定）	高齢社会対策会議（法定） ・会長：総理 ・委員：官房長官、高齢社会対策担当、その他全閣僚（オリパラを除く）		法定 （常会中 閣議決定・国会提出）
障害者施策 ※障害者基本法（★） （S45.5公布・施行、H23.8改正法 公布・施行） ※障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 （H25.6.26公布、H28.4.1施行、R3.6.4改正法公布）	障害者基本計画（第4次） （H30.3 閣議決定） 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 （H27.2 閣議決定）	障害者政策委員会（法定） ・委員：30名以内（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者及び学識経験のある者） 障がい者制度改革推進本部 （H21.12 閣議決定） ・本部長：総理 ・副本部長：官房長官、障害者施策担当 ・本部員：他の全閣僚		法定 （常会中 閣議決定・国会提出）
バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（★）（H30.12.14公布・施行）	バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱 （H16.6 バリアフリーに関する関係閣僚会議決定）	バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する関係閣僚会議 （H12.3 閣議口頭了解） ・主宰：障害者施策担当 ・構成員：総務、文科、厚労、農水、経産、国交、沖北担当、経財担当、高齢社会対策担当、少子化対策担当、防災担当、国家公安委員長	ユニバーサル社会推進会議（法定） ・議長：内閣府副大臣 ・構成員：関係12省庁の政務官、警察庁長官官房長	法定 （年1回 状況を公表）
交通安全対策 ※交通安全対策基本法 （S45.6公布・施行）	交通安全基本計画（第11次） （R3.3 中央交通安全対策会議決定）	中央交通安全対策会議（法定） ・会長：総理 ・委員：官房長官、交通安全対策担当、沖北担当、国家公安委員長、金融担当、総務、法務、文科、厚労、農水、経産、国交、防衛 交通対策本部 （H12.12中央交通安全対策会議決定） ・本部長：交通安全対策担当 ・構成員：関係15事務次官等	中央交通安全対策会議専門委員会 ・構成員：有識者 昨今の交通事故情勢を踏まえた交通安全対策に関するワーキングチーム （R1.5 交通対策本部長決定） ・議長：内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）、政策統括官（政策調整） ・構成員：関係8局長等	法定 （常会中 閣議決定・国会提出）

<子供の貧困対策の推進>

R3年度予算額	296,380千円
R2年度予備費	1,365,272千円
R2年度補正予算額	163,096千円
(R2年度予算額)	297,065千円)

推進の枠組み

子どもの貧困対策の推進に関する法律
(平成25年6月法律第64号(議員立法)/令和元年6月一部改正)

子どもの貧困対策会議(推進法第15条)
会長:内閣総理大臣
委員:内閣官房長官、内閣府特命担当大臣(子供の貧困対策)
文部科学大臣、厚生労働大臣

子供の貧困対策に関する有識者会議(対策会議会長決定)
構成員:有識者等

子供の貧困対策に関する大綱 (令和元年11月29日閣議決定)

- 大綱策定の経緯、子供の貧困対策の意義
- 子供の貧困対策に関する基本的な3つの方針
- 39の指標...生活保護世帯の高校等進学率、子供の貧困率等
- 重点施策...教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援
- 子供の貧困対策に関する調査研究等
- 施策の推進体制等(地方公共団体の計画策定支援、国民運動の推進)

内閣府の役割

<子供の貧困対策の総合的かつ計画的な推進>

- 子どもの貧困対策会議の運営、大綱の作成・推進、推進状況の把握及び見直し
- 子供の貧困の状況及び子供の貧困対策の実施の状況の公表(推進法第7条)

<子供の貧困対策に関する調査研究、連携推進、理解促進>

- 子供の貧困に関する調査研究
- 子供の未来応援国民運動の推進
- 地方公共団体における支援ネットワークの整備促進

子供の貧困対策に関する大綱のポイント（令和元年11月29日閣議決定）

子供の貧困対策に関する大綱

- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(平成25年成立、議員立法)に基づき策定
- 今般の大綱改定は、
 - ①前大綱（平成26年8月閣議決定）において、5年を目途に見直しを検討するとされていたこと、及び②議員立法による法律改正（令和元年6月）を踏まえて実施。
- 平成30年11月の子どもの貧困対策会議（会長：内閣総理大臣）において、令和元年度中に新たな大綱を策定することとされた。

目的

現在から将来にわたり、全ての子供たちが夢や希望を持てる社会を目指す
子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子供を第一に考えた支援を包括的・早期に実施

基本的方針

- ① 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援 ➡ 子供のライフステージに応じて早期の課題把握
- ② 支援が届かない又は届きにくい子供・家庭への配慮 ➡ 声を上げられない子供や家庭の早期発見と支援の多様化
- ③ 地方公共団体による取組の充実 ➡ 計画策定や取組の充実、市町村等が保有する情報の活用促進

指標

ひとり親の正規雇用割合、食料又は衣服が買えない経験等を追加（指標数 25→39）

指標の改善に向けた重点施策（主なもの）

1. 教育の支援

- **学力保障、高校中退予防、中退後支援**の観点を含む教育支援体制の整備
少人数指導や習熟度別指導、補習等のための教職員等の指導体制の充実、教育相談体制の充実、高校中退者への学習支援・情報提供等
- 真に支援が必要な低所得者世帯の子供たちに対する**大学等の授業料減免や給付型奨学金**を実施

2. 生活の安定に資するための支援

- **妊娠・出産期からの切れ目のない支援、困難を抱えた女性への支援**
子育て世代包括支援センターの全国展開、若年妊婦等へのアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、ひとり親支援に係る地方公共団体窓口のワンストップ化・民間団体の活用等
- **生活困窮家庭の親の自立支援** 生活困窮者に対する自立相談、就労準備、家計改善の一体的な支援の実施を推進

3. 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

- **ひとり親への就労支援** 資格取得や学び直しの支援、ショートステイ（児童養護施設等で一時的に子供を預かる事業）等の両立支援

4. 経済的支援

- **児童扶養手当制度の着実な実施** 支払回数を年3回から6回に見直し（令和元年11月支給分～）
- **養育費の確保の推進** 養育費の取決め支援、民事執行法の改正による財産開示手続の実効性の向上

施策の推進体制等

- **地方公共団体の計画策定等支援**
- **子供の未来応援国民運動の推進** 子供の未来応援基金等の活用

<子供・若者育成支援>

R3年度予算額144,698千円
(R2年度予算額155,126千円)

推進の枠組み

子ども・若者育成支援推進法(平成21年7月成立、平成22年4月施行)

子ども・若者育成支援推進本部

本部長:内閣総理大臣
副本部長:内閣官房長官
内閣府特命担当大臣(青少年育成担当)
本部長:その他全閣僚を指定

策定

「子供・若者育成支援推進大綱」

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～
(令和3年4月6日本部決定)
平成22年、28年に続く、第3次の大綱

大綱の在り方の検討、大綱に基づく施策の評価

子ども・若者育成支援推進課長会議

各府省庁の関係課長で構成

子供・若者育成支援推進のための有識者会議

若者世代に属する者を含む学識経験者で構成

内閣府の役割

- 子供・若者への支援について、基本的な方針と関連する施策をパッケージにした「子供・若者育成支援推進大綱」の原案を作成。
- 大綱に基づく各府省庁の施策の実施状況を把握し、「子供・若者白書」を毎年作成するなどして公表。
- 子供・若者に関する調査研究(意識調査や、ひきこもり等の実態調査)を実施。
- 地域における子供・若者の総合的な相談体制や支援体制の整備を支援。
- 地域において子供・若者への支援を担う人材や、リーダー的役割を果たす青年等に対する研修を実施。
- 社会全体で子供・若者の育成を推進するためのキャンペーンや、功績のあった個人・団体への表彰を実施。

※「こども」の表記については、法令等で「子ども」と規定されている場合を除き、「子供」としている。

子供・若者育成支援推進大綱

～全ての子供・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会を目指して～

(令和3年4月6日子ども・若者育成支援推進本部決定)

子ども・若者育成支援推進法（H22年施行）に基づき、総理を本部長とし全閣僚で構成する本部で策定。H22,27年度に続く第3次の大綱。要旨は以下のとおり

1. 子供・若者を取り巻く状況

【1】社会全体の状況（子供・若者の健全育成に関連する主な社会課題）

生命・安全の危機

孤独・孤立の顕在化

低いWell-being

格差拡大への懸念

持続可能で多様性・包摂性ある社会づくり

リアルな体験の充実とデジタル・トランスフォーメーション（DX）の両面展開

成年年齢の引下げ

人権・権利の保障

ポストコロナ時代における国家・社会の形成者の育成

【2】子供・若者が過ごす「場」—家庭、学校、地域、ネット空間、働く場—ごとの状況

虐待、貧困、ヤングケアラー、自殺、いじめ、不登校、近所付き合い、SNS被害、ニート、ひきこもりなど、場ごとの現状と課題を整理。

2. 子供・若者育成支援の基本的な方針・施策

①全ての子供・若者の健やかな育成

幼年・若年期を健やかに過ごすことができ、かつ人生100年時代を
幸せ（Well-being）に生き抜く基盤を形成できるよう、育成

自然・文化体験の充実と1人1台ICT環境の有効活用、少人数学級の実施、
健康・安全教育、消費者教育の推進、社会形成に参画する態度、若者の雇
用安定化 等

②困難を有する子供・若者やその家族の支援

困難な状態を速やかに克服・軽減しつつ成長していけるよう、家族
を含め、誰ひとり取り残さず、非常時にも途切れることなく支援

担当大臣のリーダーシップの下での孤独・孤立対策、自殺、虐待、貧困等
への対策、複合的課題への包括的支援、SNS相談やアウトリーチの充実、
SOSを出し、受け止める力の育成 等

③創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援

長所を伸ばし、特技を磨き、才能を開花させ、世界や日本、地域社
会の未来を切り拓けるよう、応援

STEAM（Science,Technology,Engineering,Art,Mathematics）教育、起業家教
育、“出る杭”の応援、地方移住、地域貢献活動の促進 等

④子供・若者の成長のための社会環境の整備

家庭、学校、地域等が、Well-beingの観点からより良い環境となる
よう、支援の機運を高め、ネットワークを整え、活動を促進

多様な居場所づくり、子育て支援、家庭教育支援、地域と学校の協働、ネッ
ト利用の適正化、働き方改革、テレワーク、子供・若者への投資の推進 等

⑤子供・若者の成長を支える担い手の養成・支援

専門人材から身近な大人、子供・若者自身や家族に至るまで、多様
な担い手を養成・確保し、支援

企業等の参画促進、教師の資質能力の向上、専門や地域を超えた共助の推
進、先端技術・データ活用（Child-Youth Tech） 等

3. 施策の推進体制

▶子供・若者の多様化や課題の複雑化、孤独・孤立やWell-beingの観点等を踏まえ、**多様なデータからなる参考指標（子供・若者インデックス）**
を新たに設定。それらを可視化した子供・若者インデックスボードを作成し、総合的・多面的な評価を充実、**社会全体での支援推進に活用**。

▶総理のリーダーシップの下、縦割りを超え、**関係行政機関・組織相互間の緊密な連携・協力、施策相互間の十分な調整**を図る。

▶大綱の期間は**おおむね5年（令和3～7年度）**としつつ、**社会情勢、政策動向等**に応じ適時改定。

<青少年インターネット環境整備の推進>

令和3年度予算額42,931千円
(令和2年度予算額38,244千円)

推進の枠組み

子ども・若者育成支援推進法 (平成21年7月(閣法(議員修正))/平成22年4月施行)

青少年インターネット環境整備法 (平成20年6月18日公布(議員立法)/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行)

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得

青少年の有害情報の閲覧機会の最小化

民間主導(国等は支援)

子ども・若者育成支援推進本部

本部長：内閣総理大臣

副本部長：内閣官房長官

内閣府特命担当大臣(青少年育成支援担当)

本部長：全閣僚

計画の見直し・決定

青少年インターネット環境整備基本計画

第5次基本計画

(令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)
3年を目途に見直し

基本計画の見直しに向けた提言

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

(平成20年9月12日内閣府特命担当大臣決定)

委員：有識者

オブザーバー参加

青少年インターネット環境整備推進課長会議

(平成22年4月1日子ども・若者育成支援推進本部長決定)

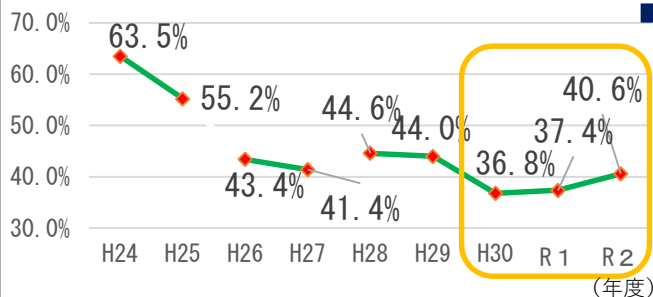
「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」の概要 (令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定)

青少年インターネット環境整備法（平成20年6月18日公布（議員立法）/平成21年4月1日施行/平成30年2月1日改正法施行）に基づき、子ども・若者育成支援推進本部が計画を定め、その実施を推進。施策の推進状況、社会情勢等を踏まえ、策定後3年を目途に見直し。

法改正後のフィルタリング利用率向上

フィルタリング利用率の向上のため、青少年インターネット環境整備法改正（H30.2施行）

フィルタリング利用率の推移



見直しのポイント

1 法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組の更なる推進

- (1) 事業者による保護者等への青少年確認義務、説明義務、フィルタリングサービス有効化措置義務等の実施徹底
事業者（携帯電話事業者及び販売代理店）による義務の実施の徹底。
- (2) 製造事業者による利用容易化措置義務及びOS開発事業者による利用容易化措置円滑化努力義務の実施徹底
製造事業者及びOS開発事業者による義務の実施の徹底（関係団体に対するヒアリング等による義務の履行状況の把握。）。

2 青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進

- 各学校における、コンピュータ、情報通信ネットワーク等の情報手段を活用するために必要な環境の整備、これらを適切に活用した学習活動の充実。
- 地域社会、家庭等、社会全体における青少年及び保護者に対する啓発活動の実施・支援。

諸情勢の変化

- 情報教育の在り方の変化
情報モラル教育→情報活用能力（情報モラルを含む。）育成
- インターネット利用者の低年齢化の進展
- 青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展
- 容易化されたフィルタリング設定についての更なる周知の必要性
- 青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展
自撮り、インターネット上の誹謗中傷等

3 ペアレンタルコントロールによる対応の推進

- (1) ペアレンタルコントロールによる対応の啓発の促進
青少年のライフサイクルを見通してその発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理すること（ペアレンタルコントロール）に関する保護者への普及啓発。
- (2) インターネット利用者の低年齢化、利用時間の長時間化等を踏まえた「親子のルールづくり」の普及促進
家庭における取組の支援（インターネットの利用長時間化に学習利用等が増えていることを考慮の上、親子で話し合っってルールを作り、定期的に見直すことを周知啓発。）。
- (3) 容易化されたフィルタリング設定についての青少年及び保護者への更なる周知啓発
○ 青少年及び保護者への更なる周知啓発（学校等での啓発やスマートフォン販売現場等における説明、講座の実施等）。
○ 更なるフィルタリング設定の容易化について、フィルタリング設定の容易化に関連する事業者の自主的取組の促進。
- (4) 青少年の情報「発信」を契機とするトラブル防止のための方策の検討（技術的保護措置を含む）
フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び情報「発信」に係るトラブル防止のために青少年を技術的に保護する措置に関する事業者の自主的な取組の促進。

文部科学省説明資料

令和3年7月7日



文部科学省

1. 「Society5.0」における子供たちの学び

◆「Society5.0」

仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題解決を両立する人間中心の社会

◆我が国が目指す未来社会像

直面する脅威や先の見えない不確実な状況に対し、持続可能性と強靱性を備え、国民の安全と安心を確保するとともに、一人ひとりの多様な幸せ (well-being)を実現できる社会

「Society5.0」において育むべき子供たちの資質・能力

子供たち一人一人が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすること

これまで

(1) 幼児教育や高等教育の無償化

幼児教育の無償化や高等教育における給付型奨学金の創設など、保護者の就労・経済状況によらない教育機会の安定的確保（セーフティネットの整備）

(2) 小中学校における1人1台端末の整備

GIGAスクール構想の大幅な前倒しにより、子供たちのデジタル学習環境を整備

(3) 35人学級の実現に向けた義務標準法改正等

小学校35人学級の計画的な整備を進めることとし、義務標準法改正等を実施

これから

引き続き、ICT活用と少人数学級を両輪として進め、質の高い教師の確保や学校施設などの教育環境を改善

・多様な子供たちを誰一人取り残すことなく育成する「**個別最適な学び**」

・子供たちの多様な個性を最大限に生かす「**協働的な学び**」

を一体的に充実し、

質の高い学び

の実現へ

2. 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた取組

デジタルならではの学びの推進

- 学習者用デジタル教科書の普及促進
- CBTシステム（MEXCBT）の充実
- 学習履歴など教育データの分析・利活用の推進



リアルな体験を通じた学びの推進

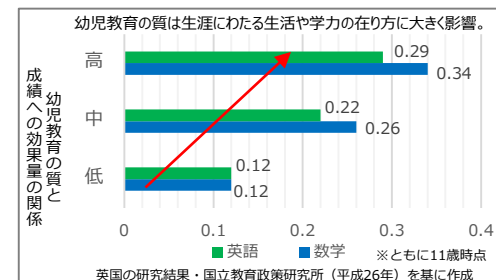
- 教師と子供、子供同士の関わり合いや、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動、専門家との交流等の充実
- 自然体験活動、文化芸術活動の推進

全ての子供が 格差なく 質の高い学び へ円滑に接続

(日本人学校等の子供を含む。)

幼児期からの学びの基盤づくり

- 「幼保小の架け橋プログラム」を通じた全5歳児の生活・学習の基盤保障
- 0歳からの発達支援・子育て家庭への支援
- 幼児期からの子供のデータの蓄積・活用による一人一人の発達把握、早期支援等



教師等の指導体制の充実・質向上

- 小学校35人学級の計画的な整備、その効果検証等を踏まえ、中学校を含め学校の望ましい指導体制の在り方の検討
- 小学校高学年における教科担任制の推進、外部人材の充実
- 教員免許の在り方の検討、更新制の抜本的見直し
- 教員養成大学・教職大学院の機能強化
- 幼児教育を支える保育者の確保・資質能力向上



専門人材の活用

- いじめ、不登校、虐待、自殺防止等、子供の安全や学びを守るためのSC、SSW等の配置の充実、家庭・福祉との連携強化

学校施設の計画的・効率的整備

- 新時代の学びに対応するため、長寿命化改修等を通じて、老朽化対策と教育環境の向上を一体的に推進
- 地域コミュニティの拠点として、複合化・共用化を推進



多様な学習に柔軟に対応



公民館等との複合化

参考資料

教育データを活用した個別最適な学びの充実

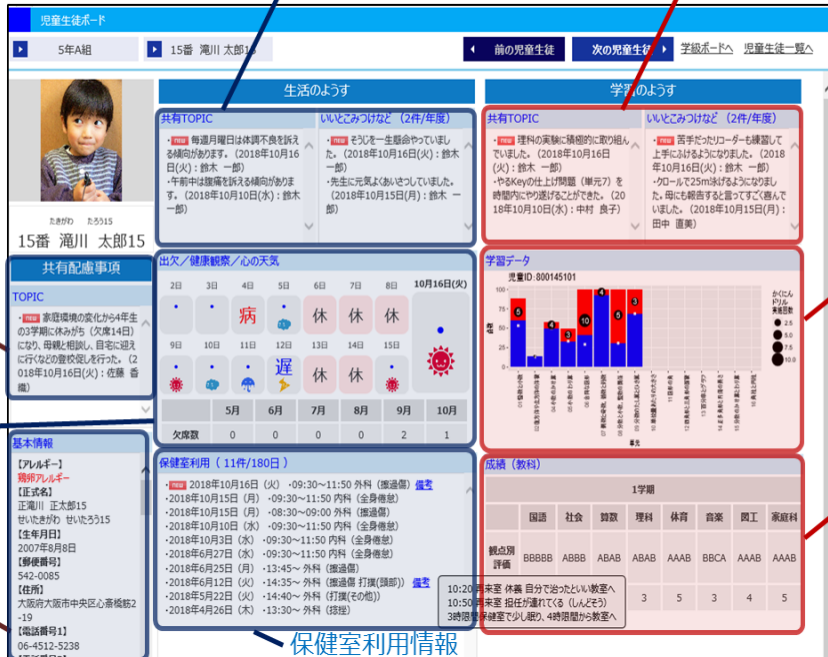
教育データ利活用の基盤となるデータ標準化等の取組を加速しつつ、個々の児童生徒の知識・技能等に関する学習計画及び学習履歴(スタディ・ログ)等のICTを活用したPDCAサイクルの改善を図ることなどにより、誰一人取り残すことのないよう、個々の状況に応じたきめ細かい指導の充実や学習の改善を図ることが必要。

様々なデータを連携して活用する取組（大阪市：児童生徒ボード）

- 教員が気になる児童生徒の状況を多面的に確認することで、状況を迅速に把握し、きめ細やかな個別指導ができる。
- 学校全体で問題を早期発見し、迅速な対応を取ることができる。

日常生活見・
要学校内共有情報（生活に関すること）

日常生活見・教務必携・
要学校内共有情報（学習に関すること）



日常生活見・
要学校内共有情報（家庭等）
心の天気
健康観察情報
出欠情報
児童生徒
基本情報

学習データ
・デジタルドリル
(小学校)
・章末問題
(中学校)

成績処理の
入力データ
・観点標記
・評定標記

個々の子供に応じた
よりきめ細やかな指導



意見・回答の
即時共有を通じた
効果的な協働学習

個々の子供の状況を
客観的・継続的に把握
(センシング技術)



知識・技能の定着を助ける
個別最適化(AI)ドリル

学習記録データに基づいた、
効果的な問題や興味のありそ
うな学習分野等のレコメンド



青少年の体験活動の推進

教育内容の充実

◆学習指導要領における体験活動に関わる内容の充実

生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実（小中：総則、高：総則）、自然の中での集団宿泊活動の重視（小中：特別活動等）、就業体験活動やボランティア活動等の体験活動の重視（高：特別活動等）
（平成29年3月に小・中学校学習指導要領を、平成30年3月に高等学校学習指導要領を改訂）

1. 主な青少年の体験活動の取組

体験活動の普及啓発等の取組

◆体験活動等を通じた青少年自立支援プロジェクト

新しい生活様式に沿った体験活動の機会や場を充実させるための事業を実施するとともに、体験活動に関する普及啓発や調査研究、民間企業が実施する優れた取組に対しての顕彰事業を実施することにより、社会全体で体験活動を通じた青少年の自立支援をより一層促進する。

地域学校協働活動の推進

◆地域と学校の連携・協働体制構築事業 （「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）

地域と学校の連携・協働の下、幅広い地域住民等が参画し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生する地域学校協働活動（学びによるまちづくり、放課後等における学習・体験活動等）を行うための体制を全国に構築するための支援を行う。

（独）国立青少年教育振興機構の取組

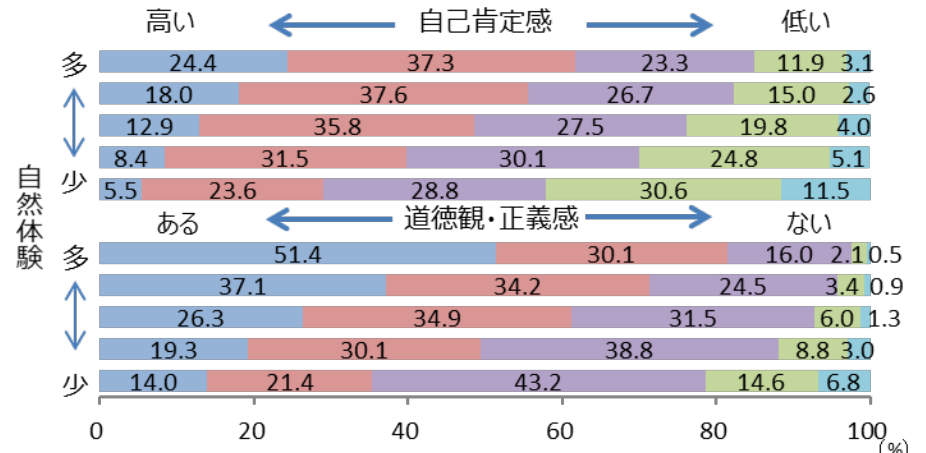
◆研修への支援

学校や青少年団体、青少年教育関係者等が、学習の目的に応じた主体的で効果的な活動を行うための教育的指導・助言を行うとともに、プログラム作成の支援を行う。

2. 体験活動の効果

体験活動の効果

自然体験や生活体験を多く行った者ほど、**自己肯定感が高くなり、道徳観・正義感がある**という傾向が見られる。



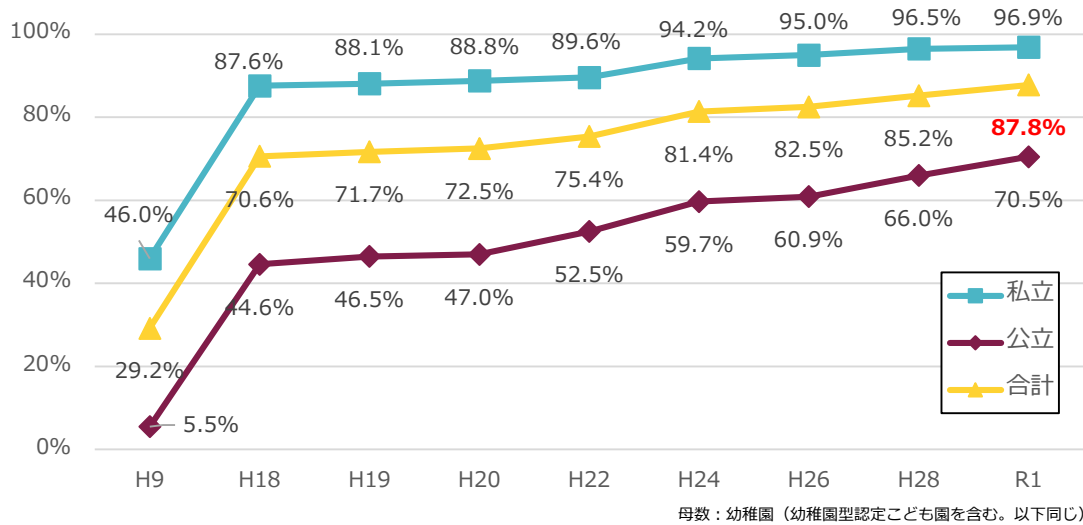
出典) 独立行政法人国立青少年教育振興機構「青少年の体験活動等に関する意識調査（平成28年度調査）」

◆子どもゆめ基金事業

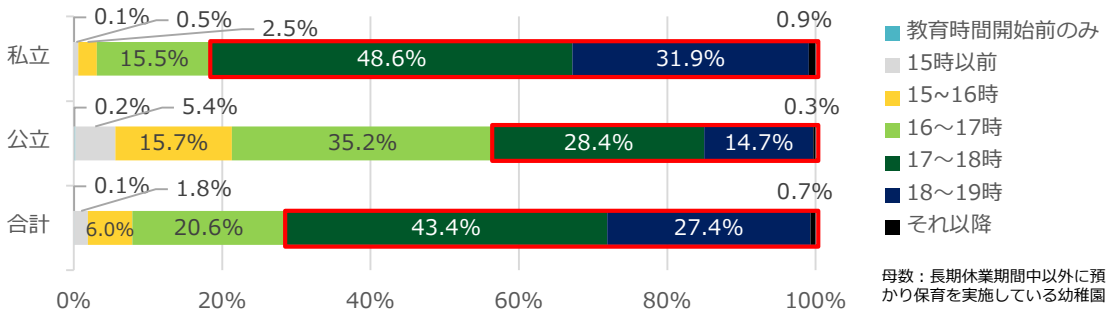
民間団体が行う体験活動や読書活動等に対し財政支援を行い、民間団体の活動を活性化させることにより、青少年の健全育成を図る。

保護者の就労状況等を踏まえた幼稚園の預かり保育の状況

✓ 在園児の預かり保育を実施している幼稚園は全体の87.8%



✓ 7割の幼稚園で17時以降も在園児の預かり保育を提供



✓ 満3歳未満児の保育を実施している幼稚園は全体の67.0%

実施率	私立	67.6%	年間平均実施日数	私立	46.5日
	公立	65.8%		公立	18.5日
	合計	67.0%		合計	36.6日

母数：幼稚園
母数：満3歳未満児の保育を実施している幼稚園

近年の取組

- 預かり保育を含めた幼児教育・保育の無償化
- 満3～5歳児を主な対象とした幼稚園における預かり保育の運営費補助（一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）及び私学助成）の単価充実、障害児受入れの特別単価創設等
- 満3歳未満の保育の必要性のある子供を対象とした幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）における開設準備経費の新設、単価充実、0歳児及び1歳児への対象拡大
- 幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育を実施するための施設改修等の補助メニューの創設
- 待機児童が存在する市区町村において、幼稚園の設備を活用して小規模保育事業※が提供される場合、利用定員の上限を弾力化（3人増し→6人増し）
※利用定員6～19人の、0～2歳児を主な対象とした保育施設

今後の方向性

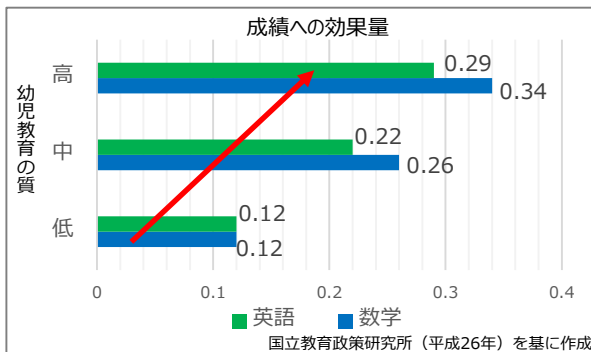
幼稚園の預かり保育において、ユーザ目線で必要な開設日や開設時間が確保されているか等について検討を行うとともに、引き続き、認定こども園への移行を希望する幼稚園への支援を図るなどして、地域や就労世帯の実情に応じた、よりきめ細かな対応を促進。

あわせて、子育て支援や預かり保育時間中の活動を含め、幼児教育・保育の活動の質の一層の向上が必要。

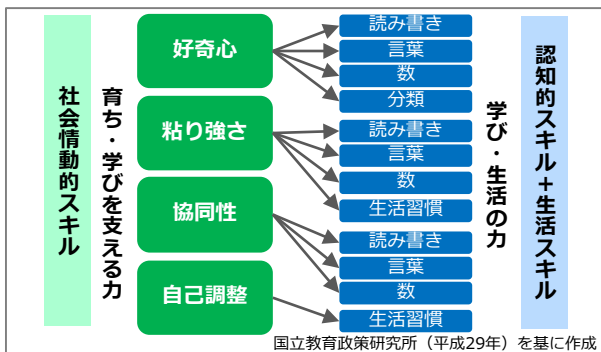
幼児教育の質の一層の向上の必要性

✓ 全ての幼児教育施設で、好奇心・粘り強さといった「育ち・学びを支える力」を育めるようにすることが急務。

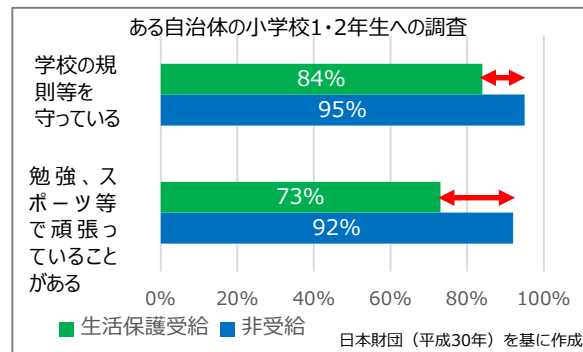
1 英国の研究によれば、11歳児の数学、英語、自己調整力の発達には、①3～4歳児の家庭環境と②幼児教育の経験・質が組み合わさって関係している。



2 小学校期の学び・生活の力を支えるのは、好奇心・粘り強さといった「育ち・学びを支える力」。



3 小学校入学時点で「育ち・学びを支える力」に差が存在してしまっているおそれ。



質の高い幼児教育・保育のみが子供の発達と学びに結び付いていること、特に恵まれない境遇にある子供において（その傾向が）顕著であることを、ますます多くの研究が示している（OECD 2018）

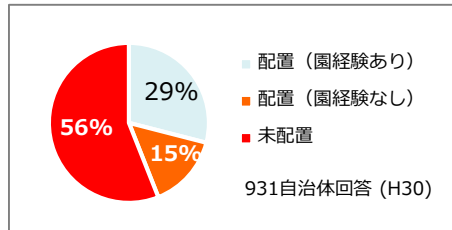
- ✓ 質の一層の向上のためには、**保育者への研修や訪問支援の機会の増加、経験豊富な保育者の定着が有効。**
- ✓ **また、デジタル・リアル双方における小学校以降の教育の動きも踏まえ、改めて幼保小の連携・接続を促進する必要。**
- ✓ **一方、自治体によってアドバイザーの配置状況、小学校教育との接続には差がある。保育人材の確保についても厳しい状況。**

エビデンス

- 現職保育者に**集中的な研修**をすると、保育の質が向上し、**子供の読み書き・数の能力が伸びる**とする英国研究結果
- **幼児教育アドバイザーの訪問支援**を受けたことで、保育の質の向上につながったとする自治体報告
- **10年以上の経験**のある保育者が子供の将来を改善するとする米国研究結果

現状 1

幼児教育アドバイザー等の配置状況は自治体によってばらつきがある



現状 2

保育人材の平均勤続年数は10年に満たず、人材の需要に供給が追いついていない

R2平均勤続年数：**約7年**
（小中学校：12年）

R2有効求人倍率：**約4倍**
（全職種：1.4倍）

現状 3

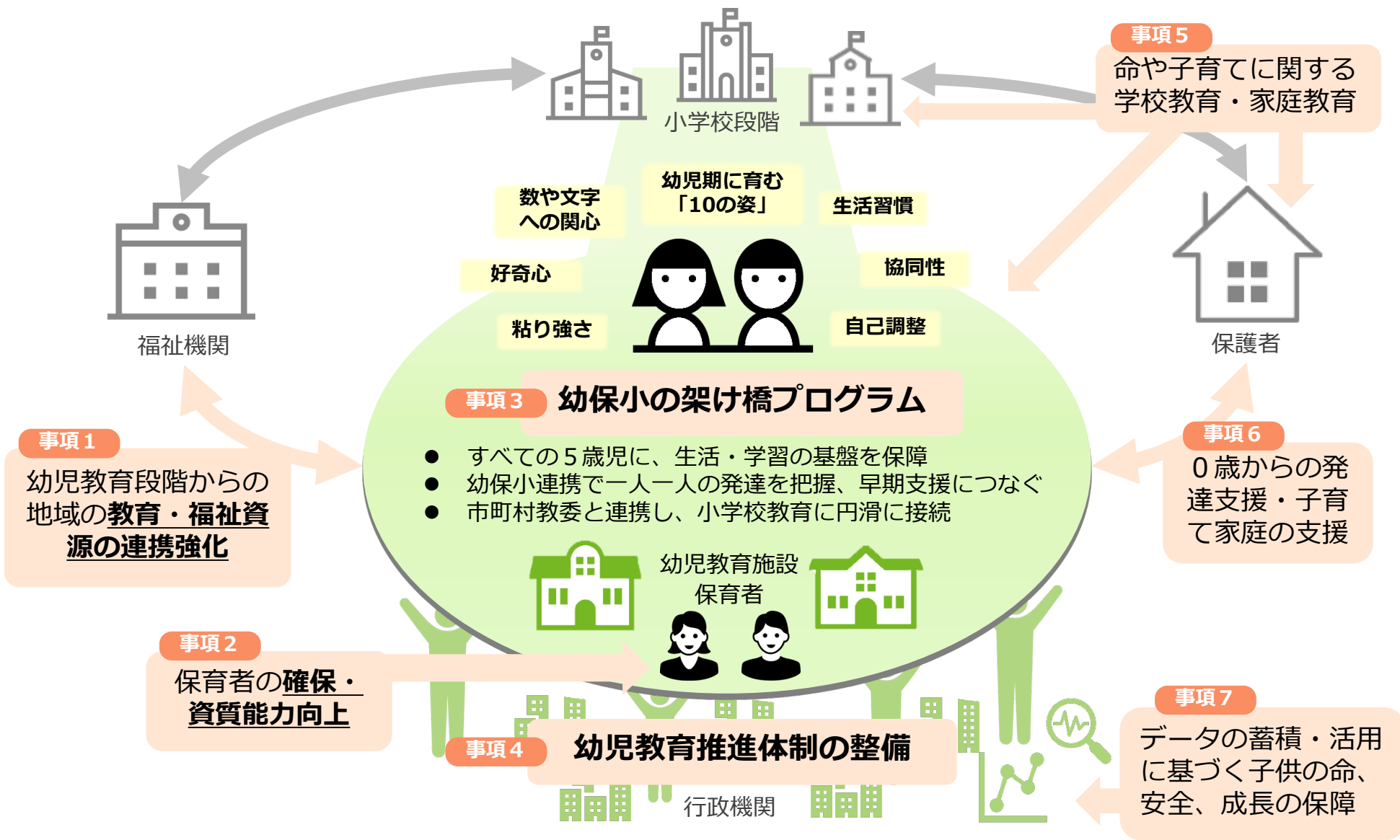
小学校教育との接続を見通した教育課程の編成・実施の状況は市町村によってばらつきがある

幼児期の教育と小学校教育の接続を見通した教育課程の編成・実施を行っている市町村

17%（H24）→ **36%**（R1）

幼児教育スタートプランのイメージ

以下の事項を、幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行することで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。



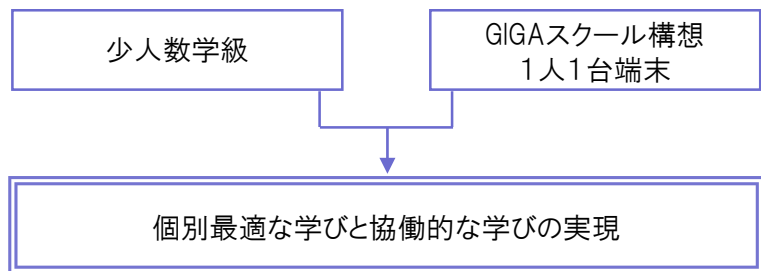
市町村等による一体的な幼児教育推進体制の整備、アドバイザー派遣で保育現場を支える

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律の概要

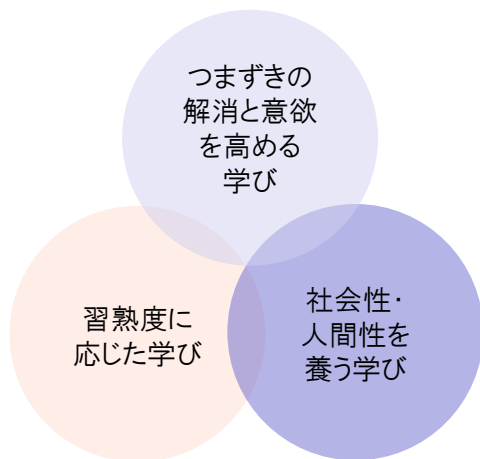
1. 趣旨

Society5.0時代の到来や子供たちの多様化の一層の進展等の状況も踏まえ、誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが必要であることから、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制と安全・安心な教育環境を整備するために公立の小学校※の学級編制の標準を段階的に引き下げる。

【少人数学級とICT活用を両輪とした新時代の学び】



【個別最適な学びと協働的な学び】



※義務教育学校の前期課程を含む。

2. 概要

(1) 学級編制の標準の引下げ

小学校の学級編制の標準を現行の40人(第1学年は35人)から35人に引き下げる。

(2) 少人数学級の計画的な整備(経過措置規定)

令和7年3月31日までの間における学級編制の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第2学年から第6学年まで段階的に35人とすることを旨として、毎年度政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、40人とする。

【学級編制の標準の引下げに係る計画】

- i. 上記(2)について、下表のとおり、小学校第2学年から学年進行により段階的に学級編制の標準を引き下げる。

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

- ii. 計画の実施に当たり、学級数の増加に伴い教室不足が生じ、施設整備に一定期間を要するなど、特別の事情がある場合には、各地方公共団体がその実情に応じて対応できるよう措置する。

(3) その他(検討規定)

この法律の施行後速やかに、学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究や、教員免許制度等の在り方に関する検討を行い、それらの結果に基づいて必要な法制上の措置等を講ずるものとする。

3. 施行期日

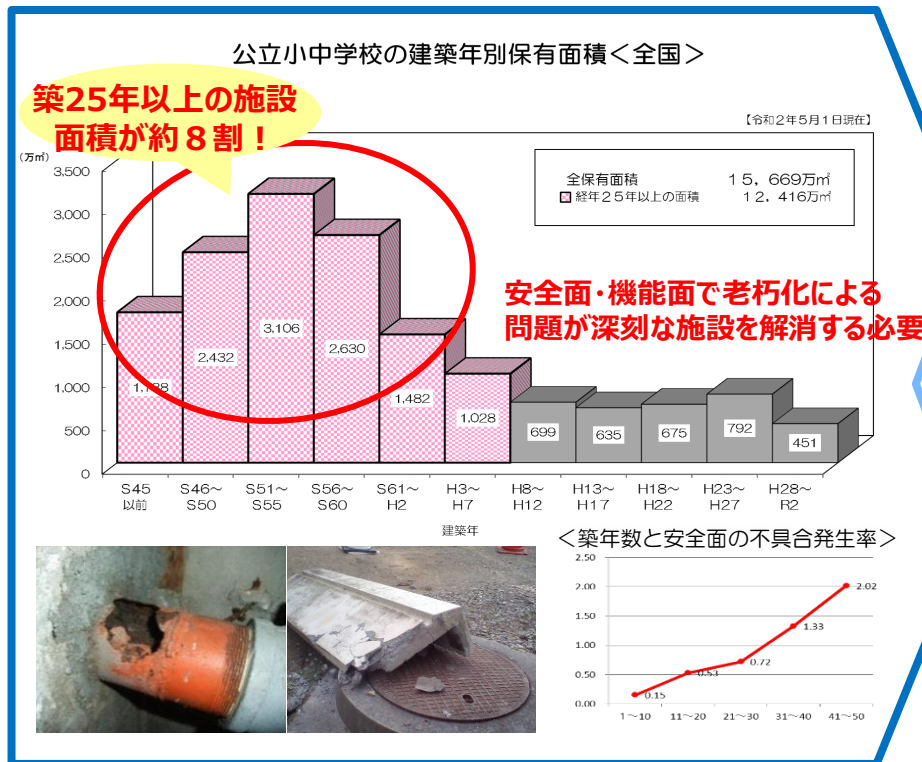
令和3年4月1日

新時代の学びに対応した学校施設の計画的・効率的な整備

- 少人数学級とICT活用を両輪とした個別最適な学びを実現するための施設環境の整備が必要。
- 昭和40年代後半から50年代に集中的に建設された施設を中心に、安全面・機能面において老朽化による問題が深刻化。
- 学校施設は、災害時には避難所にもなる重要な地域コミュニティの拠点。

一人一台端末のもと、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学びと協働的な学びを実現していくため、地域の将来像を見据えつつ、膨大な数の既存学校施設について、安全・安心を確保する老朽化対策と、新しい時代の学びに対応した教育環境の向上を併せて計画的に整備することが必要不可欠。

＜学校施設の老朽化対策＞



＜新時代の学びに対応した質的整備＞

一人一台端末環境の下、
新たな学びに対応して
質的向上を図る必要

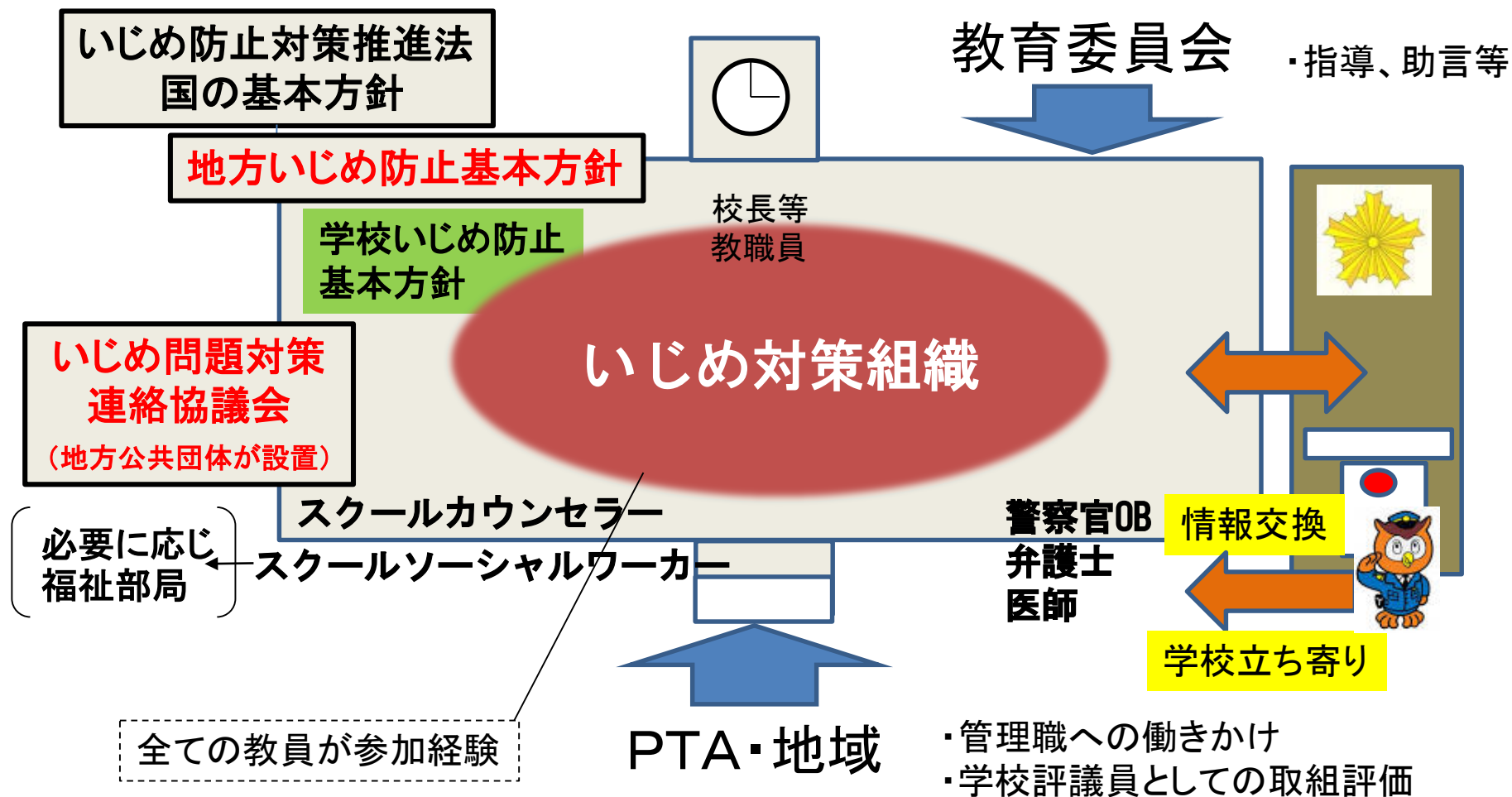
多様な学習に
フレキシブルに対応



「改築」から「老朽化対策と教育環境の向上を一体的に行う長寿命化改修」にシフトするとともに、施設の複合化・共用化を促進

新しい時代の学びに対応した安全・安心な教育環境を実現しつつ、コストの最適化を実現

いじめ問題への対応



■いじめの重大事態への対応

- ①重大事態の発生報告：学校 ⇒ 学校の設置者(教委等) ⇒ 地方公共団体の長
- ②重大事態の調査結果＋今後の対応方針の報告等：学校・学校の設置者(教委等) ⇒ 地方公共団体の長
(②の際、総合教育会議(※)等において、議題として取り扱うことを検討する必要)

(※地方公共団体の長と教育委員会が地域の教育課題等について協議等を行う会議)

児童虐待への対応等（例 要保護児童対策地域協議会の取組）

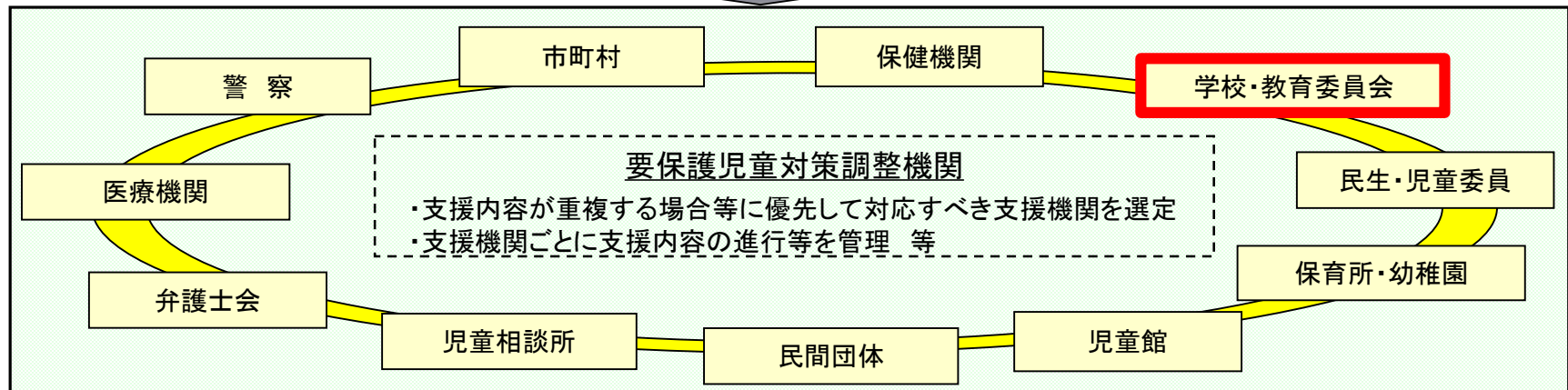
果たすべき機能

支援対象児童等の早期発見や適切な保護や支援を図るためには、

- ・ 関係機関が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、
- ・ 適切な連携の下で対応していくことが重要

であり、市町村において、要保護児童対策地域協議会を設置し、

- ① 関係機関相互の連携や役割分担の調整を行う機関を明確にするなどの責任体制を明確化するとともに、
- ② 個人情報の適切な保護と関係機関における情報共有の在り方を明確化することが必要



		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
設置している市町村数(※)		1,726 (99.1%)	1,727 (99.2%)	1,735 (99.7%)	1,736 (99.7%)
登録ケース数(うち児童虐待)		191,806 (92,140)	219,004 (97,428)	260,018 (101,807)	238,642 (108,041)
調整 職員 数	① 児童福祉司と同様の専門資格を有する職員	1,800	1,663	1,944	1,986
	② その他専門資格を有する職員	3,873	3,403	3,564	3,350
	③ ①②以外の職員(事務職等)	3,647	2,967	2,727	2,814
	④ 合計	9,320	8,033	8,235	8,150

※平成27,28年度：4月1日時点 平成29,30年度：4月1日時点(設置している市町村数、登録ケース数)、2月調査時点(調整機関職員数)

【出典】平成27,28年度：厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ、平成29,30年度：厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課調べ

学校安全総合支援事業

学校安全に関する課題

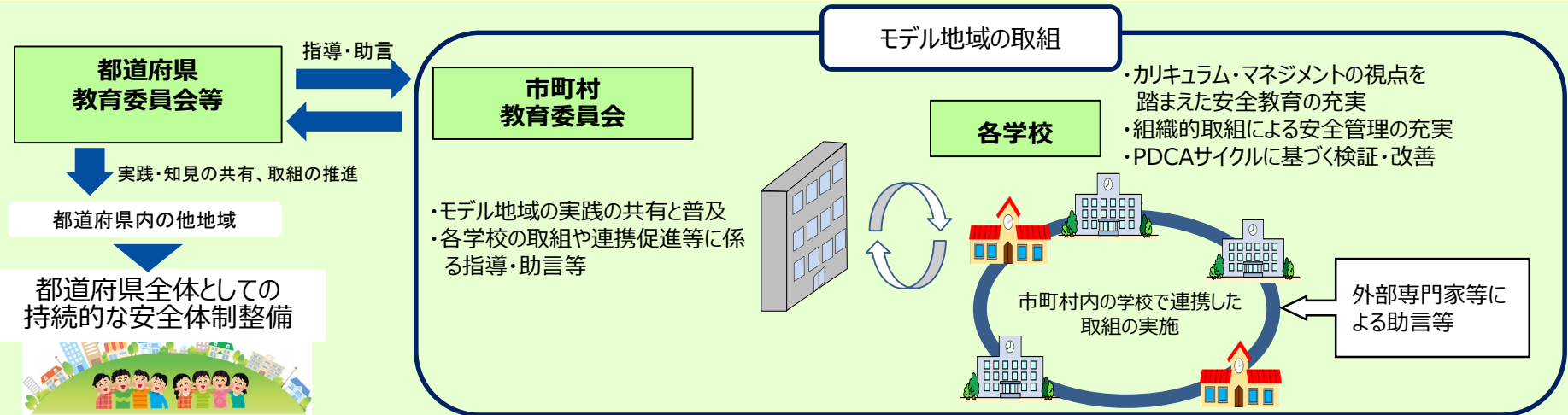
- ・学校安全に関し、地域間・学校間・教職員間の取組の差があるとともに、継続性が確保されていない現状がある。
- ・学校における働き方改革を受け、学校と地域の適切な役割分担を促進し、学校、家庭、地域及び関係機関が連携した、学校安全推進体制の構築を図る必要がある。
- ・社会的環境の変化に伴う犯罪被害の多様化や気象災害の激甚化など、防犯・防災について一層の対応の必要性がある。

＜学校安全推進体制の構築＞

【都道府県又は指定都市教育委員会対象委託事業】

地域全体での学校安全推進体制の構築を図るため、セーフティプロモーションスクール（SPS）※等の先進事例を参考とするなどして、学校安全の組織的取組と外部専門家の活用を進めるとともに、各自治体内での国公立・私立を含む学校間の連携を促進する取組を支援する。

※学校・家庭・地域・関係機関が一体となって学校安全の取組を継続的に実践する学校



安全教育の充実

教科等横断的な視点での学校安全計画の策定、新たな安全教育の手法開発

国立・私立学校の連携強化

国立・私立各学校を含めた学校安全について協議する推進委員会・実践委員会の実施

専門的知見の活用

学校安全に関する有識者（学識経験者等）との連携を図り、専門的知見の活用を促進

先端技術を活用した設備・備品の充実

緊急地震速報受信機、防犯カメラ、通学路安全見守りシステム等の先端技術を活用した安全教育・安全管理の推進

中核教員の資質向上

中核教員の先進地視察や研修会への積極的な参加を促進

学校間連携の促進

災害発生時の学校間相互支援体制の構築を推進

安全教育の推進に関する調査研究

- ・**安全教育の質的向上に向けた参考資料の作成** 新学習指導要領及び平成30年度に取りまとめた『「生きる力」をはぐむ学校での安全教育』に基づく安全教育の実践事例を収集整理した参考資料の作成
- ・**学校管理下における事故防止に向けた調査研究** 学校事故の傾向や主な要因を分析し、学校事故防止に向けた効果的な対策等を検討

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

学校、通学路の安全確保に向け、昨今の児童生徒の尊い命を奪う交通事故・事件の発生も踏まえ、スクールガード・リーダー増員による見守りの充実や、スクールガード等のボランティアの養成・資質向上を促進することにより、警察や保護者、PTA等との連携の下で見守り体制の一層の強化を図る。

■実施主体:都道府県及び市町村 ■補助率:国庫補助率1/3、都道府県・市町村各1/3 ※市町村直接実施の場合2/3負担

スクールガード・リーダーの育成支援

- スクールガード・リーダーの資質を備えた人材（警察官OB・教職員OB・防犯協会役員等）に対する育成講習会の実施

スクールガード・リーダーに対する活動支援

- スクールガード・リーダーによる指導、見守り活動に対する謝金、各学校を定期的に巡回するための旅費等の補助
- 学校等の巡回活動等を円滑にするためにスクールガード・リーダーの連絡会等の開催を支援、装備品の充実

スクールガード・リーダー育成講習会、スクールガード養成講習会の開催に係る経費を補助し、**見守りの人材確保と質の向上**



スクールガード（ボランティア）の養成・資質向上

- 通学路で子供たちを見守るスクールガードの防犯に対する知識、非常時の対応策等を身に付けさせるための養成講習会を実施
- 活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上

スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援

- 「登下校防犯プラン」等に基づく、登下校時のパトロールや地域の連携の場構築など防犯活動への支援
- 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品費、ボランティア保険料の補助

スクールガード・リーダーがスクールガードに対して、**見守り活動・警備上のポイントや不審者対応等について指導・助言**

地域ぐるみで子供の安全を守る体制構築

地域と学校の協働体制

学校（コミュニティ・スクール）

教職員



校長



教職員



学校運営協議会

委員：
保護者
地域学校協働活動推進員
地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支援に関する協議等

学校運営協議会の主な役割

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5）

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べるができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べるができること

※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

地域

地域学校協働活動推進員 地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

・地域住民と学校との情報共有
・地域住民等への助言等
教育委員会が委嘱することができる
（社会教育法第9条の7）



想定される対象者：

- ・地域コーディネーターやその経験者
- ・PTA関係者・経験者
- ・退職教職員
- ・自治会・青年会等関係者
- ・公民館等社会教育施設関係者等

地域学校協働活動 地域と学校が相互にパートナーとして、連携・協働して行う様々な活動

（社会教育法第5条第2項 ほか）

○協働活動
地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り等

○体験活動
社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動等

○放課後等の学習活動
放課後、土曜日、休日における学習、スポーツ活動等

地域学校協働本部

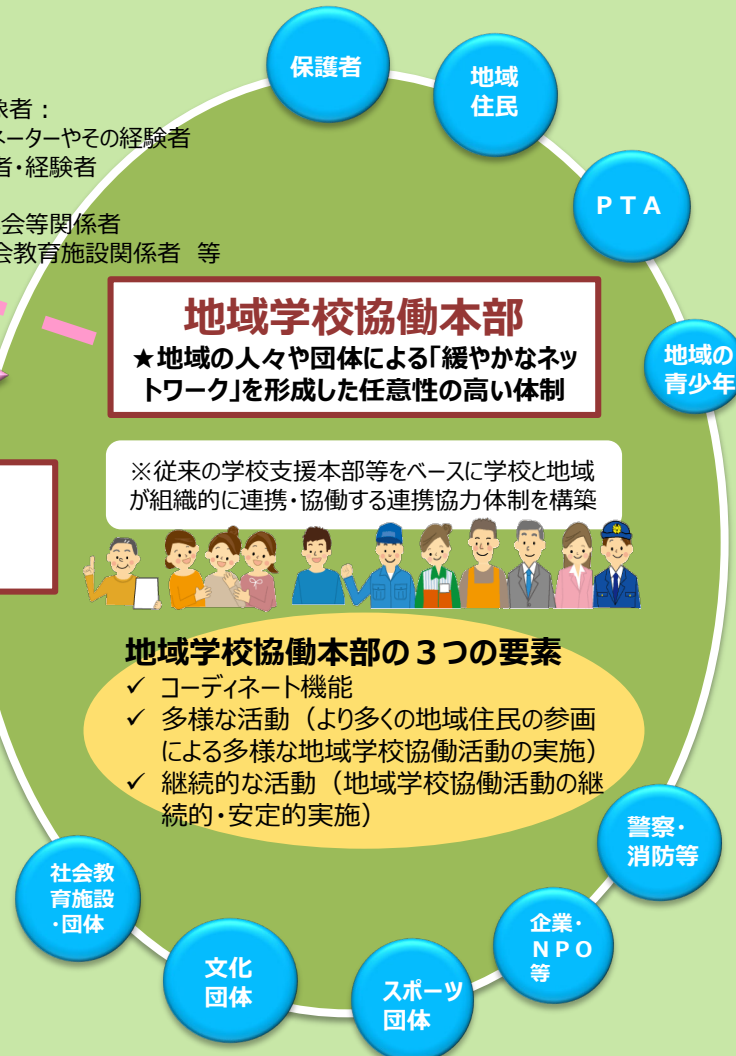
★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



地域学校協働本部の3つの要素

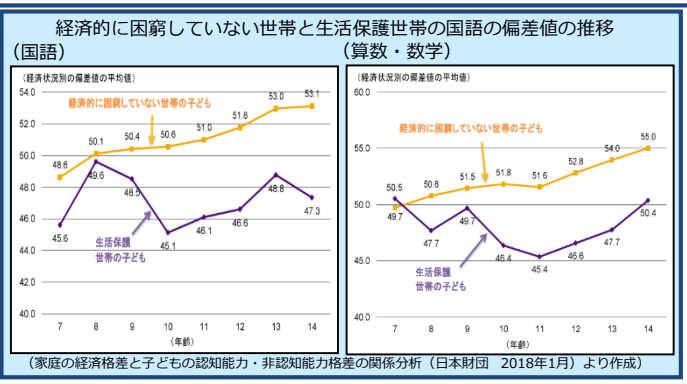
- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参加による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 継続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）



地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動（放課後子供教室・地域未来塾）

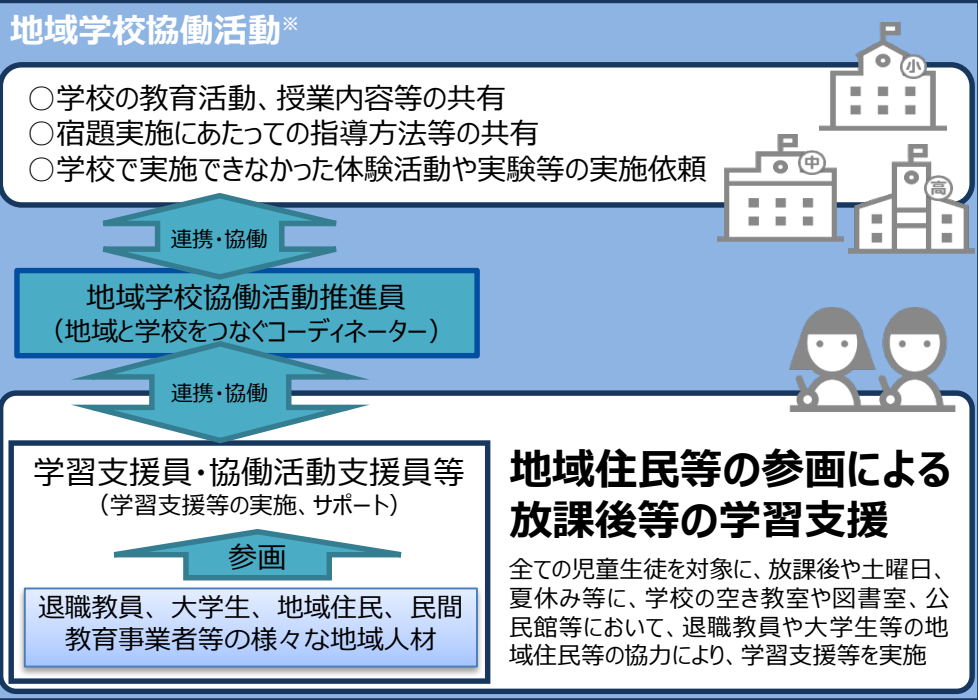
趣旨・目的 **全ての児童生徒を対象に、退職教員や大学生等の地域住民等の協力により実施する原則無料の学習支援・体験活動等**

現状と課題
 児童生徒や家庭の社会的経済的背景（SES）と学力には相関関係があるとされている
 家庭の事情に左右されず、誰もが学習できる環境づくりが必要



地域学校協働本部において、地域住民等の協力を得ながら地域における学習支援等を実施

- 社会的経済的背景によらず、誰もが学ぶことができる環境の実現
- コミュニティ・スクールとの一体的な推進により、学校での教育課程と連動したプログラムの実施や、教育課程内では不足する部分の補習等の実施が可能



【地域住民等の参画による放課後等の学習支援・体験活動の例】

- ・ 予習・復習、補充学習・ICT（学習アプリ等）を活用した学習
- ・ 英検・数検等検定試験対策、定期考査前の集中プログラム
- ・ 大学生等による進路相談
- ・ 実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験、スポーツ教室など



- 実費以外は原則利用者負担なし
- 家庭の経済状況等にかかわらず、全ての児童生徒が参加可能
- 放課後子供教室や地域未来塾等を活用して実施
- 地域の退職教員や大学生、民間教育事業者、NPO等の多様な人材が学習を支援
- 複数校の児童生徒を対象とした教育支援や、外国籍の生徒を対象とするプログラムなど地域の実情に応じて多様な支援が可能
- 地域学校協働活動の一環として、学習支援員や協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

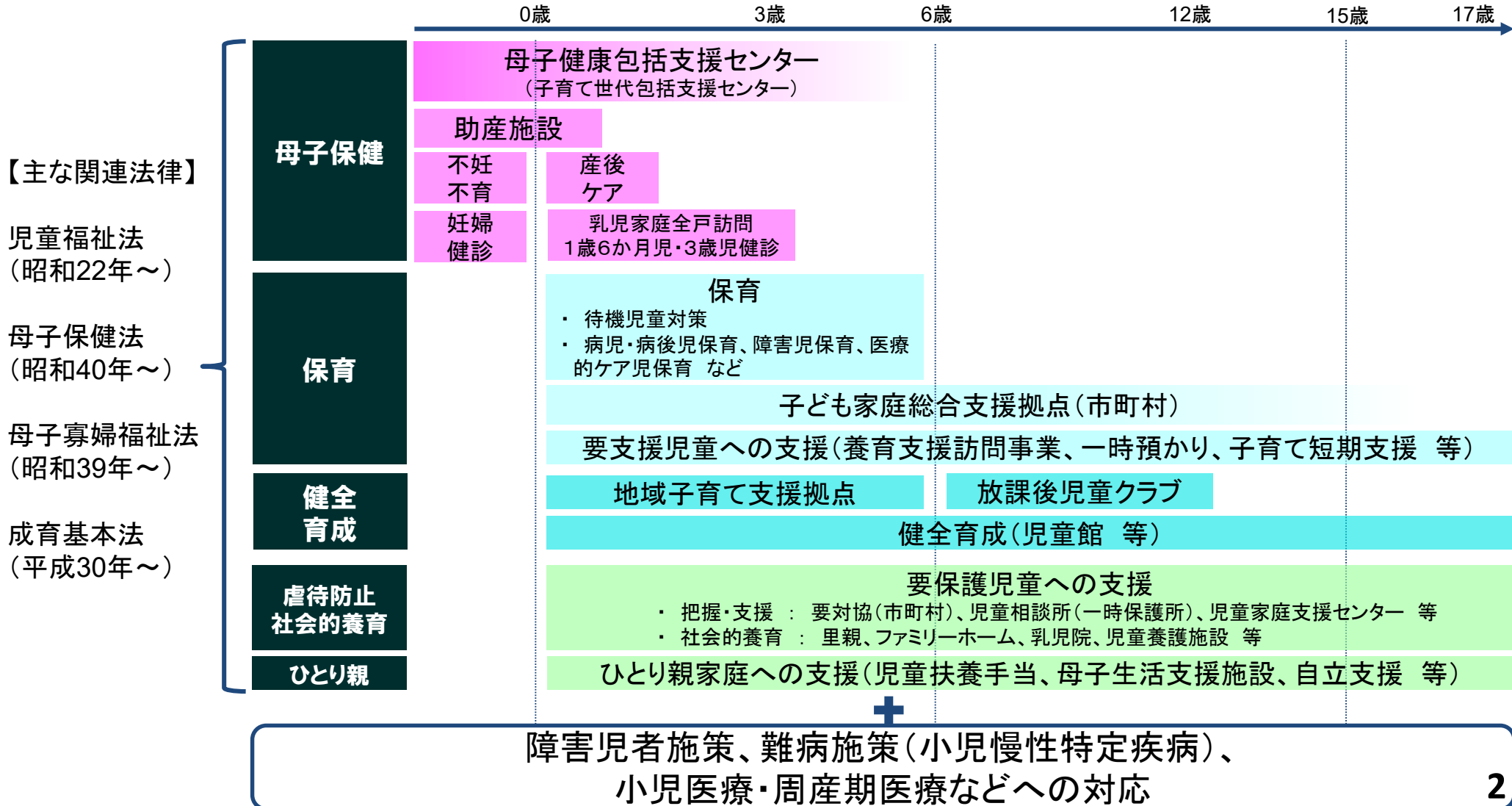
*地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

厚生労働省提出資料

令和3年7月7日
厚生労働省
子ども家庭局

子ども家庭行政の全体像

- 子ども家庭行政では、母子保健、保育、健全育成、虐待防止・社会的養育、ひとり親支援など幅広い分野に対応。その他、関連分野として、障害児者施策、難病施策（小児慢性特定疾病）、小児医療・周産期医療等がある。
- 実際の行政執行に当たっては、地方公共団体（都道府県、市町村）が担い手となっており、地方公共団体との緊密な連携が重要。



子ども家庭施策の直近の主な取組

1. 保育関係

- ・新子育て安心プラン(令和2年12月公表)に基づく保育の受け皿整備の着実な実施。

2. 児童虐待防止関係

- ・児童相談所の体制強化(児童福祉司及び児童心理士の増員等)
- ・体罰禁止規定の創設
- ・子育て世代包括支援センターの全国展開

3. ひとり親関係

- ・ひとり親自立促進パッケージ(令和3年3月公表)に基づく高等職業訓練促進給付金の対象拡大、就労訓練中の住宅費の支援の創設

4. 母子保健関係

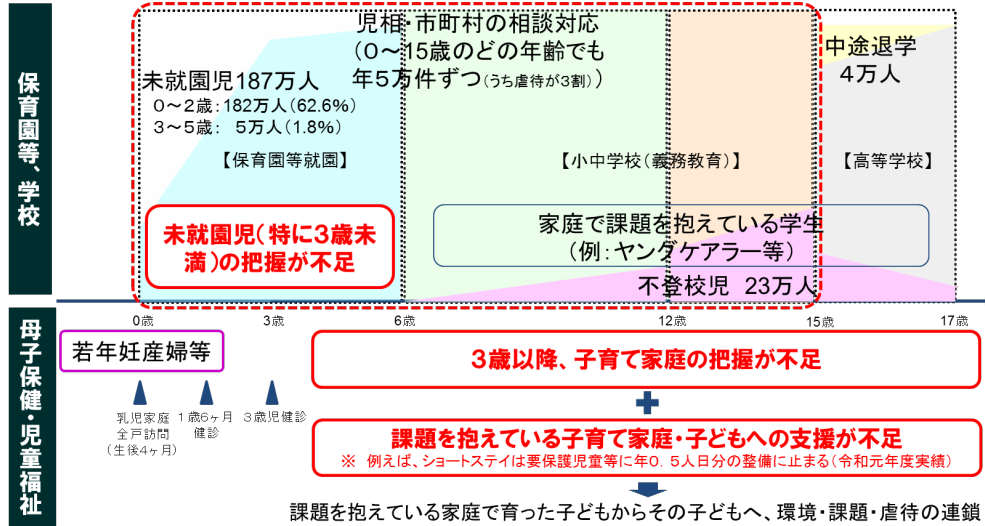
- ・成育基本法(令和元年12月施行)及び成育基本方針(令和3年2月閣議決定)に基づく施策の推進
- ・産後ケア事業の法制化(令和元年12月施行)

子育て家庭を包括的に支援する体制の構築

4/26 経済財政諮問会議
田村臨時議員提出資料

包括的な子育て家庭支援体制構築のため、児童福祉法等の改正について検討。

課題1: 支援ニーズの把握が不十分、サービスが不足



先進的な取り組み事例

① 未就園児も含め、子育て世帯が登録して相談機関(保育所)につながる

<石川県マイ保育園>

- > 2005年から実施
- > 妊娠時から3歳までの子を持つ全ての家庭が身近な保育園に登録
- > 育児体験、一時保育、育児相談が利用できる

育児相談・プラン作成 育児教室の様子



② 子育て世帯に訪問し、育児・家事を支援

<浜松市はますくヘルパー>

- > 2016年から実施
- > 産前から1歳になるまでの保護者のヘルパー利用時に補助
- > 支援内容は家事支援、育児支援、相談支援があり、1日2回最大4時間まで(通算50時間まで)利用可能

家事支援

育児支援



③ 課題のある就学児童に多様な支援を提供

<Learning for All(葛飾区等)>

- > 6歳~18歳の子ども達の状況に合わせ多様な支援を提供
- ※ 子ども食堂、学童、中高生の居場所、学習支援等
- > 学校等と連携し支援と結びつける
- > 「子ども支援の運営」と「大人達の連携」を両輪で地域の中で展開

中高生の居場所

学童



④ 子育てケアプランの作成と育児用品・バウチャー券の贈呈

<浦安市子どもプロジェクト>

- > 妊娠から子どもが2歳になるまでに3回子育てケアプランを作成
- > 併せて育児用品、市内協賛店や市の子育て支援サービスで利用できるバウチャー券(1.5万円)を贈呈

ケアプラン作成

贈られる育児用品



課題2: マネジメント体制の再構築が必要

全国展開に向けて引き続き、設置を促進する

連携が不十分な自治体が多い
→ 支援が届かない

2022年度末までに全市町村設置

母子健康包括支援センター

妊産婦、乳幼児(就学前)とその保護者(重点は妊娠期~3歳)が対象
→ ポピュレーションアプローチ

虐待ハイリスク等は総合支援拠点、地区担当保健師、児相等との連携

子ども家庭総合支援拠点

相談内容(虐待相談: 約3割)
対応(助言指導・継続指導: 約8割)

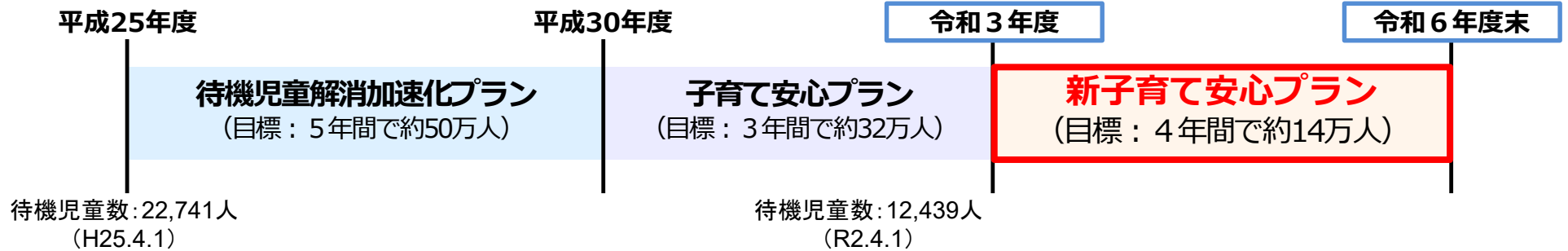
児童相談所と相談内容・対応が類似

サービスのマネジメントが不十分

參考資料

○ 令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備する。

- ・第2期市町村子ども・子育て支援事業計画の積み上げを踏まえ、保育の受け皿を整備。
- ・できるだけ早く待機児童の解消を目指すとともに、女性(25～44歳)の就業率の上昇に対応。
(参考) 平成31年：77.7%、現行の子育て安心プランは80%に対応、令和7年の政府目標：82% (第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略)



○ 新子育て安心プランにおける支援のポイント

① 地域の特性に応じた支援

○ 保育ニーズが増加している地域への支援

- (例)
- ・新子育て安心プランに参加する自治体への**整備費等の補助率の高上げ**

○ マッチングの促進が必要な地域への支援

- (例)
- ・**保育コンシェルジュによる相談支援**の拡充
(待機児童数が50人未満である市区町村でも新子育て安心プランに参画すれば利用可能とする)
 - ・**巡回バス等による送迎**に対する支援の拡充
(送迎バスの台数や保育士の配置に応じたきめ細かな支援を行う)

○ 人口減少地域の保育の在り方の検討

② 魅力向上を通じた保育士の確保

(例)

- ・**保育補助者の活躍促進** (「勤務時間30時間以下」との補助要件を撤廃)
- ・**短時間勤務の保育士の活躍促進**
(待機児童が存在する市町村において各クラスで常勤保育士1名必須との規制をなくし、それに代えて2名の短時間保育士で可とする)
- ・**保育士・保育所支援センターの機能強化**
(現職保育士の就業継続に向けた相談を補助対象に追加)

③ 地域のあらゆる子育て資源の活用

(例)

- ・**幼稚園の空きスペースを活用した預かり保育** (施設改修等の補助を新設)
- ・**や小規模保育** (待機児童が存在する市区町村において利用定員の上限(19人)を弾力化(3人増し→6人増しまで可とする)) **の推進**
- ・**ベビーシッターの利用料助成の非課税化**【令和3年度税制改正で対応】
- ・**企業主導型ベビーシッターの利用補助の拡充** (1日1枚→1日2枚)
- ・**育児休業等取得に積極的に取り組む中小企業への助成事業の創設**
【令和3年の通常国会に子ども・子育て支援法の改正法案を提出予定】

最近の主な動き②（児童虐待：児童虐待防止対策に関する対応）

【現状】

令和元年度の児童相談所の相談対応件数は過去最多の193,780件、一貫して増加。死亡事例（平成30年度73人）をはじめ痛ましい事案も発生。

【課題】

児童虐待の発生予防・早期発見

妊婦から子育て期までの切れ目の支援等を通じて、妊婦や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・減らす。

児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、児童相談所や市町村の体制や権限の強化等を行う。

被虐待児童への自立支援

被虐待児童の家庭への復帰支援を強化するとともに、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

【主な対策・取組】 ※令和元年に成立した法改正事項は下線部分

○体罰禁止規定の創設

○DV対策との連携強化規定の創設

・婦人相談所や配偶者暴力相談支援センターとの連携協力

○子育て世代包括支援センターの全国展開

・市町村への子育て世代包括支援センターの整備

○乳幼児健診未受診者、未就園児等の緊急把握の実施

○相談窓口等の周知・啓発

・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）の無料化
・児童相談所相談専用ダイヤル（0570-783-189）の無料化（令和3年7月予定）

等

○児童相談所の体制強化等 新プランによる体制強化

・**2022年度までに児童福祉司の約2000人増**の大幅増員
・**2022年度までに児童心理司の約800人増**
※児童福祉司及び児童心理司の増員目標を新プランから1年前倒しし、2021年年度までに、増員することとした。

常時弁護士による指導・助言の下で対応するための規定の拡充

・法律関係業務を適切かつ円滑に行うための体制整備

医師及び保健師の配置義務規定の創設

・医師（2020年4月1日現在204か所（93.2%））及び保健師（2020年4月1日現在127か所（58%））を**2022年4月1日から全ての児童相談所に配置（100%）**

○児童相談所の設置促進のための規定の創設

・児童相談所の管轄区域の基準（人口等）の創設
・中核市・特別区に対する施設整備、人材確保、育成支援等の措置

○市町村における相談体制の強化

・市区町村子ども家庭総合支援拠点（市町村における虐待相談の拠点）の設置促進（**2022年度末までに全市町村で設置（100%）**）

等

○家庭への復帰支援

・一時保護等の措置解除時の保護者等への相談支援

○家庭養育の推進

・里親委託の推進（里親を育成・支援する機関への補助の拡大）
（里親委託率について、**乳幼児は概ね2026年度まで（3歳未満は概ね2024年度まで）に75%以上、学童期以降は概ね2029年度までに50%以上**）
・特別養子縁組制度の推進（**概ね2024年度までに年間1,000人以上**）
・児童養護施設等の小規模かつ地域分散化などの推進（職員配置の拡充）

○自立支援

・児童養護施設等を退所した後の支援の充実（社会的養護自立支援事業や生活支援のための貸付事業の実施）

等7

最近の主な動き③（ひとり親向けの支援について）

◎ 安定就労を通じた中長期的な自立支援や住居確保につながるひとり親自立促進パッケージを策定。

訓練受講中の生活費支援【拡充】

【月10万円】

※住民税課税世帯は月額70,500円
※修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算

◎ 高等職業訓練促進給付金の給付対象を拡大。

【現行】

1年以上の訓練を必要とするもので国家資格等の取得の場合のみ

(例) 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師等

【見直し】

6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も新たに給付対象とする

※デジタル分野等の資格や講座

※対象拡大の特例は令和3年度限り

参考

高等職業訓練促進給付金：好条件での就労につながる職業訓練の受講を促進するため、訓練受講期間中の生活費（月10万円）を給付する仕組み

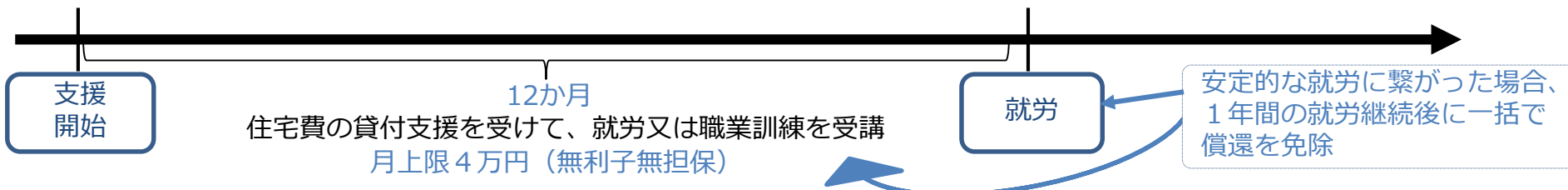
※訓練経費については、自立支援教育訓練給付金（受講料の6割、上限年20万円）等の活用を促進。

就労訓練中の住宅費の支援【新規】

【月4万円】

◎ 生活困窮者に対する住居確保給付金とは別に、就労に取り組むひとり親世帯に対し、住居の借り上げに必要な資金の償還免除付の無利子貸付制度を創設。

就労を通じた自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親に対し、就労に資する住宅の居住を促進する観点から、住居の借り上げに必要な資金の無利子貸付制度を創設。安定的な就労につながった場合には、1年間の就労継続後に貸付金の償還を一括して免除する等の自立へのインセンティブ方策を導入。



併せて、ネット・SNSやひとり親相談窓口を通じ、支援施策を「伝える」ための取組を推進。

最近の主な動き④（母子保健：成育基本法について）

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」

公布日：平成30年12月14日
法律番号：平成30年法律第104号

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

○基本理念

- ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
- ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
- ・居住する地域にかかわらず科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
- ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済的状況にかかわらず安心して子どもを生み、育てることができる環境の整備

○国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務

○関係者相互の連携及び協力

○法制上の措置等

○施策の実施の状況の公表（毎年1回）

○成育医療等基本方針の策定と評価

※閣議決定により策定し、公表する。 ※少なくとも6年ごとに見直す。

○基本的施策

- ・成育過程にある者・妊産婦に対する医療
- ・成育過程にある者等に対する保健
- ・成育過程にある者・妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
- ・記録の収集等に関する体制の整備等
例：成育過程にある者に対する予防接種等に関する記録
成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報

・調査研究

○成育医療等協議会の設置

※厚生労働省に設置

※委員は厚生労働大臣が任命

※組織及び運営に関し必要な事項は政令で定める。

○都道府県の医療計画その他政令で定める計画の作成の際の成育医療等への配慮義務（努力義務）

施行日

令和元年12月1日

最近の主な動き④ (母子保健：産後ケア事業の法制化について)

※ 母子保健法の一部を改正する法律

公布日：令和元年12月6日
法律番号：令和元年法律第69号

産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

事業内容等

- 実施主体：市町村
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容：心身の状態に応じた保健指導
療養に伴う世話
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型：①短期入所型
②通所型（デイサービス型）
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設：病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準：厚生労働省令で定める基準
(人員、設備、運営等に係る基準)

対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
 - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
 - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

施行日

- 令和3年4月1日

こども政策の推進に係る作業部会の開催について

令和3年7月6日
内閣官房長官決裁

- 1 子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織の創設を検討するため、こども政策の推進に係る作業部会（以下「作業部会」という。）を開催する。
- 2 作業部会の構成は、次のとおりとする。ただし、座長は、必要があると認めるときは、関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。

座長 内閣官房副長官（事務）
副座長 内閣官房副長官補（内政担当）
構成員 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
内閣府大臣官房長
内閣府政策統括官（政策調整担当）
内閣府子ども・子育て本部統括官
警察庁長官官房長
総務省大臣官房長
総務省行政管理局長
法務省大臣官房長
財務省大臣官房長
文部科学省大臣官房長
文部科学省初等中等教育局長
厚生労働省大臣官房長
厚生労働省子ども家庭局長

農林水産省大臣官房長

経済産業省大臣官房長

国土交通省大臣官房長

- 3 作業部会は、必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で座長の指定する官職にある者とする。
- 4 作業部会の庶務は、内閣府、文部科学省及び厚生労働省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に定めるもののほか、作業部会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。